

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

熊本県球磨郡多良木町

2 構造改革特別区域の名称

多良木町どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

熊本県球磨郡多良木町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と地勢

本町は、東経130度56分18秒、北緯32度15分38秒に位置し、熊本県の南部、球磨郡の東部にあり、標高160m、東西21km、南北23km、中央部は平坦地で、南部と北部は九州山脈の支脈を形成する森林におおわれている。面積は約166km²で、約80%は山林原野である。水上村北部に源をなす球磨川が水量豊富に八代海に注ぎ、水利の便に恵まれ、農林業が発達している。

(2) 気候

本町は人吉盆地の東部にあり、夏の暑さ、冬の寒さともに厳しい典型的な内陸性気候である。年間平均気温は15～16℃、年間降水量は2,300mm前後である。

(3) 人口

本町の平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口は、11,099人で、平成12年(12,072人)と比較して973人(8.1%)減少している。

世帯数は3,862世帯で、平成12年(3,767世帯)と比較すると95世帯増加しているが、1世帯当たり人数は0.3人減の2.9人となっており、核家族化が進んでいる。

人口を年齢階層別で見ると、14歳以下の年少人口は1,476人(13.3%)、15～64歳の生産年齢人口は6,013人(54.2%)、65歳以上の老年人口は3,610人(32.5%)となっており、平成12年(27.7%)と比較すると老年人口比率が4.8%上昇しており、少子高齢化が進んでいる。

(4) 産業

平成17年の国勢調査によると、本町の就業者数は5,806人で、平成12年(6,276人)と比較して470人(7.5%)減少している。

産業別にみると、第1次産業1,389人(23.9%)、第2次産業が1,

661人（28.6%）、第3次産業が2,755人（47.5%）となっている。

基幹産業は農業であるが、米価の下落等に起因する厳しい経営環境や、地域の担い手不足、従事者の高齢化という問題を抱えている。

工業においては、諸外国の金融破綻の影響を受け、自動車関連分野や半導体関連分野において全国的に経営が悪化してきており、本町でも特に自動車関連企業はその影響を大きく受けたことで、非常に厳しい経営状況にある。

商業においても、大型商業施設の進出や地域経済の衰退により、地元商店街の空洞化が進んでいる。

5 構造改革特別区域の意義

本町では、農山村の景観や農村文化を活用した都市農村交流を目的に、多良木町グリーン・ツーリズム研究会を設立し、交流人口の増加に取り組んでおり、農家民宿が3軒、農家レストランが1軒開業している。しかしながら、通過型又は日帰り型観光からの脱却が図れず、特に宿泊者数が伸び悩んでいる。

また、平成12年3月に地産地消を目的として竣工した多良木町物産館において、多良木町物産館利用組合の運営による農林産物の直売が行われており、売上げは年間1億4千万円を超えるまでになっているが、現在の商品は生鮮野菜が大多数を占めており、今後、新たな加工品の製造販売に取り組み、農業経営の多角化を推進していくことが課題となっている。

今回、特区認定を受けることで、町内の農家民宿や農家レストランを運営する農業者の地産地消に対する意識を高め、互いに競争・協力しながら地域の特色を活かした「どぶろく」造りを行う。これを機に、多良木ブランドの周知や地場製品の消費拡大を推進し、地域の自然の恵みを活かした魅力ある滞在型観光と質の高いおもてなしの提供に取り組むことで、都市との交流増加と農産物の消費拡大が期待できる。

6 構造改革特別区域の目標

今回の特例措置を活用することにより、地域資源である米を使った「どぶろく」製造が可能となることから、「どぶろく」を提供できる農家民宿や農家レストランの開業を促し、観光客等への質の高いおもてなしに心がけ、都市農村交流事業に積極的に取り組むことで、交流人口の増加を目指す。都市部からの来訪者と地域住民との交流が活発化する中で、新たな農産加工品の製造販売や地産地消を推進し、多良木ブランドの確立と農業経営の安定化を図る。来訪者が農家民宿や農家レストランで本町の良質な食材の価値を認識し、需要が高まることで、結果的に地場製品の付加価値が高まり、農業や地域の活性化につなげることが目標である。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、農家民宿や農家レストランにおいて、米を活用した「どぶろく」造りや地域内で生産された農産物を材料とした料理の提供が進むことで、地域内での地場製品の消費拡大が見込まれる。また、市場には出すことができない規格外品の農産物を活用した新たな加工品の製造を行い、付加価値を

付けた多良木ブランド商品として販売することで、農業者の所得増加と農業の活性化が図られる。

さらに、観光面においては、現在行っている通過型・日帰り型の観光プログラムに加えて、宿泊型観光プログラムの開発や農家民宿・農家レストランの新規開業を促すことで受入体制を整備し、「どぶろく」や郷土料理の提供など質の高いおもてなしに取り組むことで、交流人口の増加につなげる。交流人口が増加すれば、その波及効果として、商店や飲食店などの商店街の売上の増加等が見込まれ、地域全体の活性化が図られる。

○数値目標

(1)「交流人口」

平成20年度	平成22年度目標	平成26年度目標
172,540人	173,000人	174,000人

(2)「農家民宿・農家レストランでのどぶろく製造軒数」

平成20年度	平成22年度目標	平成26年度目標
0軒	3軒	5軒

(3)「新たな農産加工品の製造」

多良木ブランドの創出 (農産加工品製造)	平成26年度までに新たに3品目程度の加工品の製造・商品化を目指す。
-------------------------	-----------------------------------

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) グリーン・ツーリズムの推進

現在、町内の農家民宿で提供している郷土料理や体験メニューに「どぶろく」を加え、一年をとおして宿泊者を安定的に確保し、都市との交流を促進する。

また、旬の味覚体験や地域の歴史文化を活かしたツーリズムと組み合わせることで、新たな滞在型観光のメニューづくりを行う。

さらに、区域内でのイベントにおいて、「どぶろく」や地場産品の周知、販売を行うことで、安心安全な食材を求める町外消費者の誘客に取り組み、交流人口の拡大を図る。

(2) 地域ブランドの向上

「どぶろく」製造を機に、現在生産されている農産物に付加価値を付けることで、特産品としてのブランド力を高めるほか、広域観光ルートでは新たな観光資源として、大きな役割を担う。また、本町における農業全体の評価が高まることで地場産品の知名度が向上し、宣伝効果が広く波及することで、販売促進につなげる。

別 紙

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域（以下「特区」という。）内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿、農家レストランなど）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下「どぶろく」という。))を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

多良木町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、「どぶろく」の提供を通じて地域の活性化を図るために「どぶろく」を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、特区内において、農家民宿、農家レストランなどを営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした「どぶろく」を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

「どぶろく」の製造は、小規模ながら農家の副収入として経営の安定化につながるとともに、「どぶろく」と合わせて地元食材を原料とした郷土料理を提供することにより、地産地消の促進と都市農村交流の拡大が期待できる。「どぶろく」製造は、農業の活性化と交流人口の増加にとって不可欠であり、今後、地域振興に取り組む上でも、当該特例措置の適用は必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。